

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第93号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（認定の申請の手続） 第2条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。 （1）～（13） 略 （14） 住宅が建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第2号様式に規定する高床式住宅であって、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証を有しない場合にあつては、同法第2条第35号に規定する特定行政庁の当該住宅が当該高床式住宅に該当するものである旨を証する書類で床面積の記載のあるもの （15） 略</p>	<p>（認定の申請の手続） 第2条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。 （1）～（13） 略 （14） 住宅が建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第2号様式に規定する高床式住宅であって、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証を有しない場合にあつては、同法第2条第33号に規定する特定行政庁の当該住宅が当該高床式住宅に該当するものである旨を証する書類で床面積の記載のあるもの （15） 略</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。